

認定こども園移行について 説明会 【彩橋】



令和元年

こども部 こども未来課



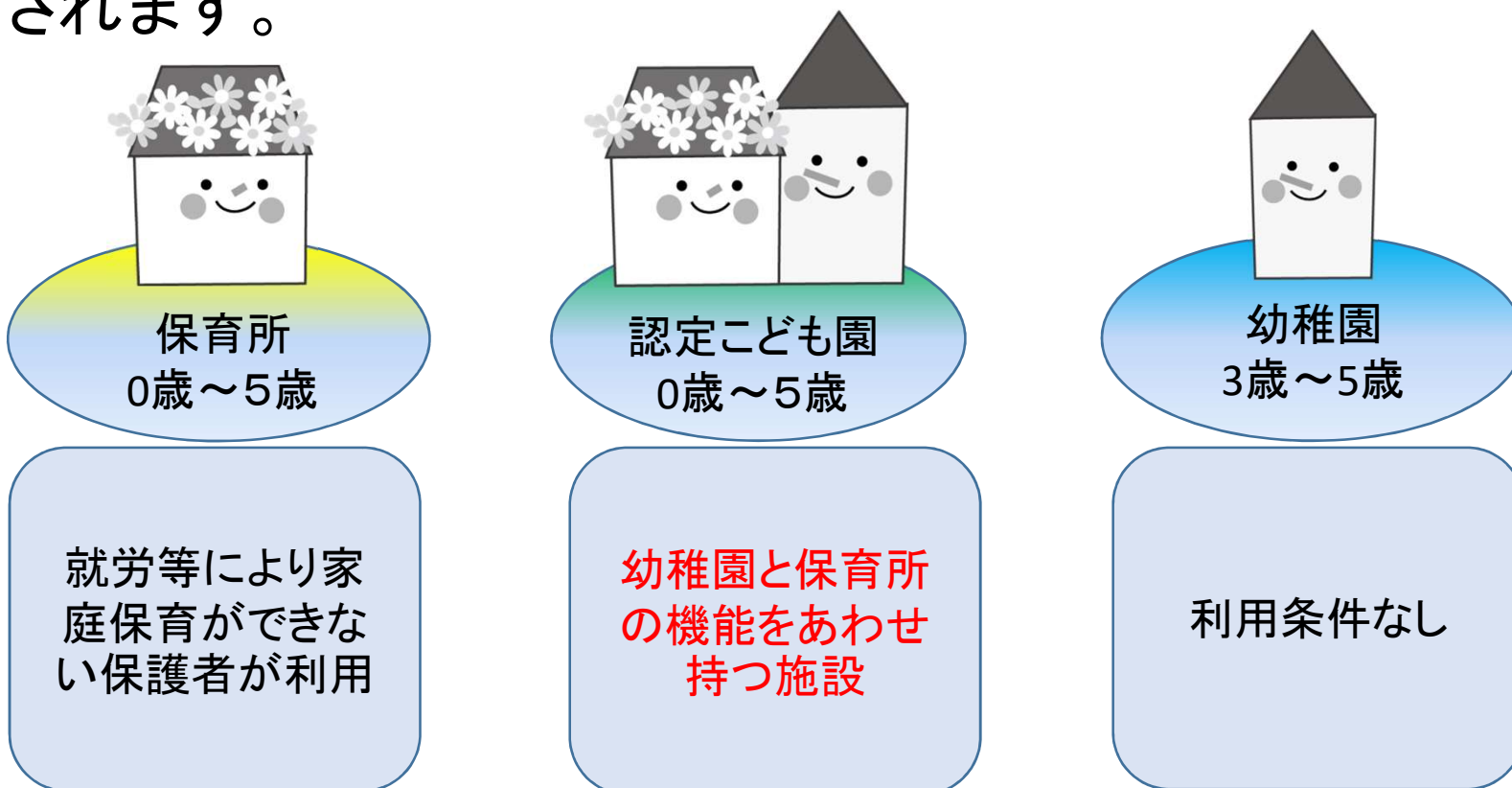
こども未来課 TEL:989-5313



1

彩橋幼稚園はどう変わる？

1. 令和2年4月から社会福祉法人ふくよか福祉会が運営者となります。
2. 令和2年4月から認定こども園として運営されます。
3. 現ふくよか保育園も認定こども園に移行し、一体的に運営されます。



彩橋幼稚園

2019年4月

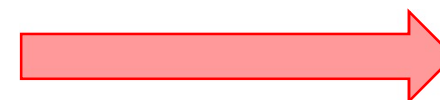
2020年4月

地域説明会(7月)

運営者決定後
地域説明会(9~10月)認定こども園移行に向けた調整
(11月~3月)

認定こども園として社会福祉法人ふくよか福祉会が運営スタート
※現ふくよか保育園も認定こども園へ移行。一体的な運営となる

認定こども園として運営



3

受入れ定員(規模)はどう変わる？

受入園舎	受入期間	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
彩橋幼稚園 ※受入れ児童数	平成31年 4月時点	なし	なし	なし	なし	2名	12名	14名
ふくよか保育園 ※受入れ児童数	平成31年 4月時点	3名	9名	13名	14名	14名	なし	53名
							合計	67名



園名	受入期間	園舎	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
(仮称) 彩橋こども園 ※受入れ児童数	令和2年 4月時点	現彩橋幼 稚園舎	なし	なし	なし	なし	15名	15名	30名
		現ふくよか 保育園舎	6名	12名	12名	15名	なし	なし	45名
							合計	75名	

(仮称)彩橋こども園について

※3～5歳児については、教育・保育が実施されます。

※0～2歳児の定員については、待機児童及び施設の受入れ態勢等の状況を加味し決定します。

4

幼稚園と何が変わるのか

◎幼稚園から移行した際の主な変更点

- (1) 毎日給食の提供を行います。 ※月1回のお弁当あり
- (2) 彩橋幼稚園と共に、ふくよか保育園も認定こども園へ移行し、（仮称）彩橋こども園として一体的な運営が実施されます。

認定区分			3号認定			1号・2号認定			
園名	受入期間	園舎	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
（仮称） 彩橋こども園 ※受入れ児童数	令和2年 4月時点	現彩橋幼稚園舎	なし	なし	なし	なし	15名	15名	30名
		現ふくよか保育園舎	6名	12名	12名	15名	なし	なし	45名
								合計	75名

※現彩橋幼稚園においては4、5歳の2号認定児の受入れが始まります。

※現ふくよか保育園においては3歳の1号認定児の受入れが始まり、4、5歳児クラスは現彩橋幼稚園舎へと移ります。

◎幼稚園から移行した際の主な変更点

(3) 3～5歳の児童について保護者の就労状況に関係なく
利用することができます。

→例えば、2号認定で認定こども園を利用している場合、何らかの事情により、保育を必要とする事由が失われても、1号認定として継続して施設を利用することができます。

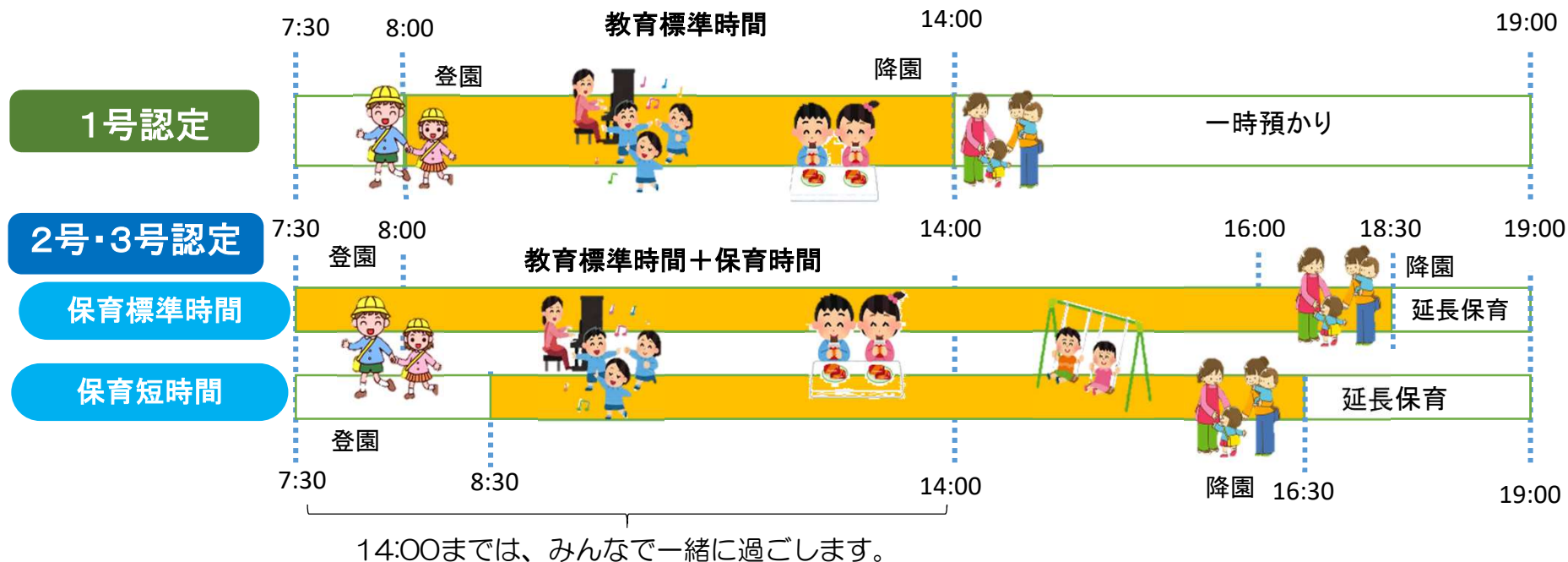
※ただし、1号認定となるため利用時間は変わります。

(4) 地域の子育て相談などの子育て支援の役割を果たします。

→普段施設を利用していない地域のお子さんについても、育児における困りごとの相談など、地域の子育て支援を実施します。

5

(仮称)彩橋こども園の利用時間



※ は基本となる利用時間です。

※ 2号認定は3歳～5歳の児童で、3号認定は0歳～2歳でいずれも保育を必要とする事由に該当する方

※ 1号認定は3歳～5歳の児童で、保育を必要とする事由に該当しない方

認定区分	利用時間
1号認定	8:00 ～ 14:00
2号・3号認定(保育標準時間)	7:30 ～ 18:30
2号・3号認定(保育短時間)	8:30 ～ 16:30

(仮称)彩橋こども園の利用形態

◎利用形態は下記のとおりとなります。

	1号認定	2・3号認定	
		保育標準時間	保育短時間
受け入れる子ども	3歳～5歳	0歳～5歳	0歳～5歳
入園(所)開始	入園式: 4月1日 入園開始: 小学校の始業式	4月1日	4月1日
土曜保育の受け入れ	なし ※一時預かり保育あり (実費徴収)	あり	あり
夏休み等の保育	なし ※一時預かり保育あり (実費徴収)	あり	あり
利用時間	8:00 ～ 14:00	7:30 ～ 18:30	8:30 ～ 16:30
延長保育	なし ※一時預かり保育あり (実費徴収)	あり (実費徴収)	あり (実費徴収)
食事	5日間 (月曜日～金曜日)	6日間 (月曜日～土曜日)	6日間 (月曜日～土曜日)

6

令和2年4月以降の実費徴収について①

○給食費

(1号認定児)

・主食費:1,000円/月 副食費:4,000円/月

(2号認定児)

・主食費:1,000円/月 副食費:4,500円/月

※3号認定の給食費は保育料に含まれています。

○延長保育(2・3号認定) ※開所時間は19時まで

利用区分	延長保育料		
	時間	通常	月契約
保育標準時間	18:30～ 19:00	300円	2,500円
保育短時間	16:30～ 17:30	300円	3,000円
	17:30超える 場合	500円	300円/回 ※上記金額に追加

○一時預かり(在園児1号認定)

・午後の一時預かり及び長期休業日(夏休み等)の一時預かりについては公立幼稚園や市内認定こども園の料金を勘案のうえ設定します。

令和2年4月以降の実費徴収について②

(3) その他、実費徴収について(一例)

保育料とは別で、下記については、実費徴収することとなります。

新年度用品(4月徴収)		徴収額	月毎徴収		徴収額
必須	保護者会費	1,000円	必須	行事、教材費 (4月、8月除く) ※4、5歳のみ	1,700円
	修了記念写真	500円			
	お便り帳	500円		絵本 (4月、8月除く)	500円
	災害共済保険料	105円			
	クラス帽子	720円			
任意	自由画帳、クレヨン	600円			
	ひらがな帳	280円			
	のり、はさみ	560円			
	粘土(版)、ケース	910円			
	なわとび	500円			
合計		5,675円			
必須合計		2,825円			
任意合計		2,850円			

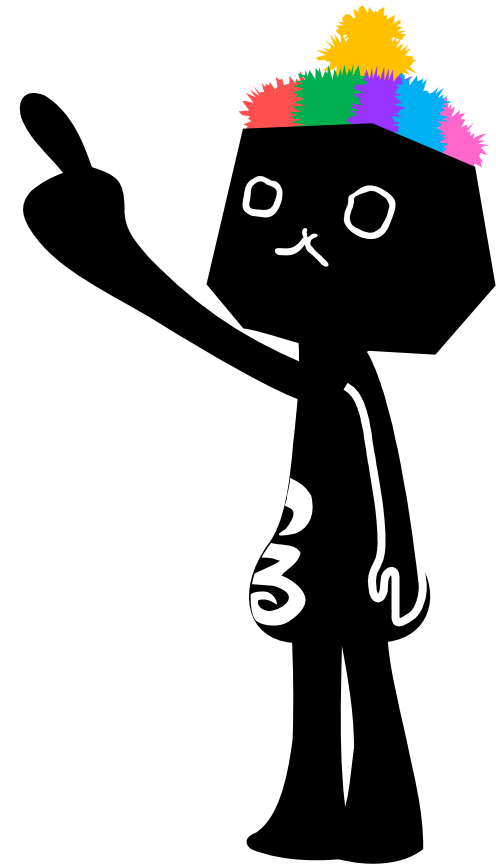
※上記の中から必要に応じて徴収いたします。

※料金の単価等については、変更になることがあります。

※上記のほか、必要に応じて実費徴収が発生することがあります。

※体育着について:現在ふくよか保育園で使用している体育着(上下白)を別途購入し、統一することを基本としております。

よくある質問！



よくある質問！

Q1 認定こども園になることのメリットは？

【回答】

3～5歳の児童は、保護者が働いている、いないに関わらず利用できます。例えば、保育所の場合、出産を機に仕事を中断すると「保育を必要とする」状態ではなくなり、退所を余儀なくされ、子どもの保育環境に大きな影響を与える場合があります。しかし、認定こども園では、同じ施設を継続して利用することが可能となり、こうした問題が解消されます。

また、「すべての子育て家庭の支援を行う施設」としての役割を担いますので、就学前の子育ての悩みや不安、小学校へ入学後の子どもの成長に応じた子育ての悩み等、保護者が気軽に相談できる施設となるよう取り組んでいきたいと考えています。

Q2 市内に住んでいるが、校区外からの入園は可能か。

【回答】

認定こども園では、原則市内のどの区域からも入園可能ですが、(仮称)彩橋こども園では、1号認定のみ校区内のお子さんを優先的に受け入れる予定です。

なお、2号・3号認定のお子さんは通常の保育所入所選考と同様、基準点の高い人からご案内いたします。

募集の結果、定員を下回る場合は校区外のお子さんの受け入れも可能ですが、校区外のお子さんについては、近隣小学校への入学を保障するものではありません。

よくある質問！

Q3 園で何かあった時等、市立であれば市へ問い合わせ対応してもらおうが、法人運営になったらどうなるのか。

【回答】

現行においても、園での事故等への対応は一義的に各園にて対応しています。

認定こども園へ移行後においても、まず園にて対応し、法人園への指導など、市も積極的に関わります。

Q4 法人の運営により、教育・保育の質はどのようになるのか、また市との関わりについてはどのようになるのか教えてほしい。

【回答】

平成30年より、「幼保連携認定こども園教育・保育要領」、「幼稚園教育要領」、及び「保育所保育指針」の統一化が図られ、認定こども園、幼稚園、保育所のどの施設においても同じ内容の教育・保育が提供されます。また、選定法人の良さなども取り入れ運営していくこととなります。

その後は、幼保連携型認定こども園教育・保育要領の実践について、監査や教育・保育の指導等に市も関わっていくこととなります。

よくある質問！

Q 6 法人運営すると、先生方が全員変わるということが心配である。

【回答】

円滑な引き継ぎの為、下記の2点を募集に関する運営条件にて示しております。

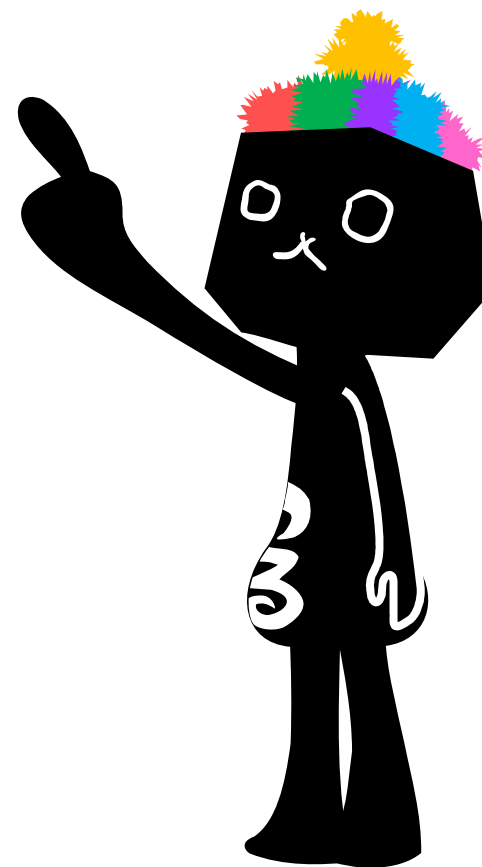
- ①現彩橋幼稚園の臨時教諭等についても、運営法人で引き続き雇用できるか検討して頂きたいと考えている。
- ②また、引き続き雇用等が出来ない場合には、運営法人より3名の先生を引き継ぎの為、1月より配置する事としている。

Q7 現在、既存園に通っているが、認定こども園移行後も在園児は継続して入園できるのか。

【回答】

現在すでに既存園を利用している在園児については、引き続き保育の必要性があると認められたお子さんを優先し、継続して利用が可能です。

參考資料



1号・2号・3号認定について

各施設を利用する際には、1号認定及び2号認定、3号認定を受ける必要があります。

1号認定

○3歳～5歳(就学前まで)

○「保育を必要とする事由」に該当しない方

2号認定

○3歳～5歳(就学前まで)

○「保育を必要とする事由」に該当する方

- ①就労(月64時間以上)
- ②就学 ③自営業の方
- ④産前・産後
- ⑤育児休業中
- ⑥同居親族の看護・介護の方
- ⑦求職活動中の方

3号認定

○0歳～2歳

○「保育を必要とする事由」に該当する方

- ①就労(月64時間以上)
- ②就学 ③自営業の方
- ④産前・産後
- ⑤育児休業中
- ⑥同居親族の看護・介護の方
- ⑦求職活動中の方

保育標準時間及び保育短時間について

それぞれの区分に応じて、認定こども園の利用形態が異なります。

